

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会
臨時会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月1日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開 会 の 宣 告	5
開 議 の 宣 告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
報告第1号の上程、報告	6
・報告第1号 町営住宅惣畑第1団地改修工事の請負変更契約締結の専決処分に ついて	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
・議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)	
閉 会 の 宣 告	15
署 名	17

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 （ 第 1 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 月 2 5 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 6 年 2 月 1 日 午 後 3 時 3 0 分				
	閉 会	令 和 6 年 2 月 1 日 午 後 4 時 0 7 分				
出席及び欠席議員 出席 12 人 欠席 1 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	×
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 番	千 葉 泰 彦	2 番	佐 藤 安 美
	3 番	畠 山 昌 典		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	袈 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 2 月 1 日 (木曜日) 午後 3 時 3 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 町営住宅惣畑第 1 団地改修工事の請負変更契約締結の専決処分
について

日程第 4 議案第 1 号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 7 号)

閉 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから令和6年第1回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、10番、三田地和彦さんから所用のため欠席する旨、届出が提出されておりますので、報告します。

（午後 3時30分）

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、千葉泰彦さん、2番、佐藤安美さん、3番、畠山昌典さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、2月1日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、報告第1号の報告を行います。報告第1号 町営住宅惣畑第1団地改修工事の請負変更契約締結の専決処分について報告を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 町営住宅惣畑第1団地改修工事の請負変更契約締結の専決処分について。

町営住宅惣畑第1団地改修工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月1日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。町営住宅惣畑第1団地改修工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年12月25日、岩泉町長、中居健一。

1、工事名、町営住宅惣畑第1団地改修工事。

2、工事場所、岩泉町岩泉字惣畑地内。

3、契約金額、当初請負額5,830万円、変更請負額6,137万7,800円、変更による増額307万7,800円。

4、請負者、住所、岩泉町岩泉字合の山12番地4。氏名、株式会社西倉工務店、代表取締役、西倉正三。

5、変更理由、既設給排水管を新規配管に更新したことによる増でございます。

次のページ、参考資料の右側中段の工事概要表の一番下に給排水管更新一式が変更後新たに表示となっております。そのほかの工種及び工期等に変更はございません。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） これで報告第1号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度岩泉町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,376万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億3,098万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月1日提出、岩泉町長、中居健一。

それでは、議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）についてご説明させていただきます。

いまだ先の見えない原油、物価高騰に直面する町民事業者の皆様に対し、一足でも早く負担軽減支援策を講じるため、国、県に呼応し、昨年12月に第6号の補正予算を追加提案でお願いし、現在各支援金の給付を順次進めているところでございます。

今回の補正予算につきましては、昨年末国で制度設計が調整中となっていた住民税均等割のみ課税世帯及び低所得子育て世帯に対するさらなる支援策を講じるための予算をお願いするものでございます。

また、併せてさきの議会全員協議会でもご案内しておりましたが、長年町長を先頭に、担当課また関係課が粘り強く国庫補助財源の要望活動を続けてまいりました菌床シイタケ生産振興施設等の空調設備整備への国の補助の採択の意向が示されたことから、関連

する予算の計上をお願いするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。今回の補正予算項目は、全て別冊でお配りしております令和5年度補正予算新規事業等概要に網羅されておりますので、その概要書に沿って私のほうからまとめてご説明させていただきます。別冊の補正予算新規事業等概要書を御覧願います。資料に沿って可能な限り簡潔にご説明させていただきますので、ご容赦願います。

それでは最初に、2ページを御覧願います。3款1項1目、事業名は住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業でございます。事業の目的であります、価格高騰による負担増となった生活・暮らしの支援のため、住民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給するものであります。支援の内容としましては、令和5年12月1日を基準日とし、本町の住民基本台帳に記録され、世帯全員の令和5年度の住民税所得割が非課税で、世帯員の中に均等割のみ課税されている方がいる世帯に1世帯当たり10万円を給付するのでございます。事業費は270世帯分の給付金2,700万円、事務費19万5,000円の計2,719万5,000円となっております。

続きまして、3ページを御覧願います。3款2項1目、事業名は低所得子育て世帯支援給付金事業でございます。事業の目的、内容であります、2ページの事業と同様の状況にある低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給するものであります。支援の内容としましては、令和5年12月1日を基準日とし、本町の住民基本台帳に記録される住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童1人につき5万円を給付するものでございます。事業費は、児童130人分の給付金650万円、事務費7万円の計657万円となります。

今後のスケジュールとしては、両事業とも2月中旬制度周知を行い、下旬から順次受け付け、給付の予定で3月29日までを受付期間とします。また、両事業とも国庫補助金であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補助率10分の10を財源としてございます。

次に、4ページを御覧願います。5款2項2目、事業名は菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備事業でございます。事業の目的、内容であります、町が株式会社岩泉きこの産業に貸付けしている菌床シイタケ生産振興施設及び同社所有の培養、栽培ハウ

スにヒートポンプエアコンを整備し、生産コストの低減による同社の経営安定を図るものでございます。事業の内容ですが、国庫を財源とする県補助事業、木材産業国際競争力強化対策事業補助金を活用し、省エネルギーで温度管理に優れたヒートポンプエアコン82台を整備するものでございます。内訳に記載してありますとおり、落合の栽培ハウス、培養ハウス、一ツ苗代栽培ハウス、門培養ハウスという4エリアへの82台の整備となっております。

事業費は2億9,000万円で、3、事業目標の表の一番右端に記載のとおり、燃料使用量の38.3%、金額にして年間2,000万円を超える縮減、生産コスト低減を図ろうとするものでございます。財源につきましては、特記事項にもございますが、国庫財源の県補助事業、木材産業国際競争力強化対策事業補助金、補助率2分の1及び国の補正予算債であります一般補助施設整備等事業債を財源とし、資料最下段の財源内訳のとおりとなっております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）の予算書8ページを御覧願います。14款2項1目総務費国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,376万5,000円を増額計上しております。

また、歳出の菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備事業の財源として15款2項4目農林水産業費県補助金で1億4,124万円。

21款1項8目一般補助施設整備等事業債で1億4,120万円を新たに予算計上しています。

次に、4ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費補正であります。今回補正予算をお願いしている全3事業、総額3億2,376万5,000円の繰越明許費を追加するものでございます。

最後に、次のページ、5ページを御覧願います。第3表、地方債補正。一般補助施設整備等事業債の追加補正を行いまして、補正後の限度額の総額を12億2,280万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を項ごとに、次に歳入を款ごとに質疑することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は、先に歳出を項ごとに、次に歳入を款ごとに質疑することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。9ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで1項を終わります。

次に、2項児童福祉費に入ります。質疑はありますか。

8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） この給付金が低所得の子育て世帯ということで130人となっていますが、この130人は、全子供の数の割合にしたら何人に対して130人というのを押さえていたならば、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦政宏健康推進課長、答弁。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

大変申し訳ございませんが、正確な子供の数というのは、現在承知してございませんけれども、住民税の非課税世帯分といたしまして36世帯というところで、住民税均等割のみの世帯が21世帯というところで、厳密に言いますと、予算は130人で計上しておりますが、123人というところでプラスアルファ7人というところを見込んでおります。

といいますのも、基準日以降に生まれたお子さんも対象となるということで国から通知が入っておりますので、基準日以降、これから生まれる方々も支給の対象になってくるという通知が国から入っておりますので、現在123人を見込んでおりますが、プラス7人というところで予算を計上させていただいております。

大変申し訳ございません。ちょっと詳しい数字は、把握してございませんでした。申し訳ございません。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 細かい数字ということで失礼しましたが、町の経済の様子とか、家庭の生活の様子というのをちょっと勘案した施策も必要かなと思ったときに、子供さんがそういうふうには、どうしてもこういうふうには支援を受けなければならないという家庭がどれぐらいの世帯とか、子供さんなのかなというのをちょっと心配でお伺いしました。ぜひ心しておいていただければ助かりますので、ひとつこれはご意見を申し上げて終わります。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで2項を終わります。

次に、5款農林水産業費、2項林業費に入ります。質疑ありませんか。

6番、三田地久志議員。

○6番（三田地久志君） かねてより懸案のヒートポンプの導入、本当によかったなと思います。もしかしたら分からないかもしれないのですが、脱炭素で灯油等々を減少させたと、ボランタリークレジットというのをご存じでしょうか。Jークレジットではなくてボランタリークレジットといって、小水力発電だとか、太陽光だとか、いろんな事業者の中の人たちが脱炭素で企業間取引ができると、これは金融庁の主導でやっているのですが、例えばそこに該当すれば、もしかしたならばクレジットを発行してお金をもらえるという仕組みができるかもしれない。分からないのであれば、これをちょっと調査、研究してもらったらいいなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ボランタリークレジットについては、私ちょっと存じ上げないところなのですが、カーボンオフセット事業の一部なのかなというふうに思ったところなのですが、Jークレジットでも省エネ化による二酸化炭素量を計算してクレジット化できると。ただし、国庫事業等の導入設備については、オフセット事業ができないというところになっておりますので、今回灯油にボランタリークレジット、クレジットだと思うので、多分発行はできないのかなというふうにちょっと感じてございます。それについては、

調べさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） そう思っても、ぜひ調査だけはしておいて、次の展開のときが、いろんなことが出てくると思うから、そうすると農林水産課だけではなくて、ほかの課にも同じようなことが発生する可能性があるので、共通認識としてボランタリークレジットについても勉強しておいたほうがいいと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） 私も国、県への働きかけによる国庫補助事業の導入採択というのは、物すごく素晴らしいことだなと思って敬意を表するものであります。そこで、これがとてもいいエネルギー化設備だということになりますが、生産増が見込まれるのかどうか伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

シイタケの生産量につきましては、増加するものというふうに今試算しています。根拠といたしましては、これまでハウス内での温度管理が灯油暖房もしくはクーラーのみでの温度管理というところで、同じハウス内におきましても、温度のむらが生じているというところが培養期間の若干の違いとか、それが栽培のほうに移って収穫量、品質の違いとかというのがあったようでございます。今回温度をコントロールしやすい冷暖房ということにすることによってしやすくなる。これによって今までの課題が解決され、製品の生産量、そして品質のほうも若干ではあると思いますけれども、向上していくものというふうに思っています。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） もう一点ですが、ここで起債の、施設整備等事業債ということで起債を導入しているわけですが、これによる交付税措置なり、それから12年間町で実質単費として返還する率というのが30%なのか、50%なのかというのは、お分かりになりますか。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 本事業に対します財源の起債の関係ですけれども、今までも

キノコのシイタケのほうの整備事業に関しては、できればコスト削減のために何とかやりたいということで10年来ずっと検討はしてきましたが、なかなか補助事業がなかったということで、事業実施には進めなかった部分でございましたが、ようやく今回国庫補助の採択のほうが可能だということで、起債のほうも、またタイミングも今回は国の補正予算で補助が認められましたので、それに対する起債も補正予算債という制度のもので、補助の事業に対しての起債が認められることになります。補助率、補助対象事業の今回2分の1が補助率になっていますので、半分が一般財源になります。一般財源分に100%今充当できます。交付税措置は、またその半分になりますので、事業全体の4分の3に財源が入ることになりますので、持ち出し分は25%。これは、通常の事業年度でいけば過疎債、通常有利な起債で過疎債を使っておりますが、過疎債の単独事業であれば、こちらのほうだと7割が交付税措置ございましたので、そうすると通常の過疎債を使うよりも、今回の補正でこちらのほうが採択されて、それに合わせて起債をできたことはかなりいいことであったなと、町とすれば助かることであったなと思ってございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。過疎債以上の有利な起債が組めたということになります。ですので、この事業にかかわらず、ここにも書いてありますが、相当県、国への働きかけが強かったということになります、どんな事業にしても、ぜひこういう制度なり、事業を見つけた場合は、また有利な財源を見つけながら事業推進をしていただきたいということを希望しております。

終わります。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫龍介議員。

○13番（八重樫龍介君） 今回残念ながら安家工場にはこの設備が設置されなかったわけですが、仮に安家工場にこのエアコンを設置した場合の事業費と節減効果、これが出ればお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 安家工場につきましては、先ほどの全員協議会でも若干触れさせていただきましたけれども、栽培棟と培養棟もございます。培養棟につきましては、平成23年に設置しておりまして、まだ12年程度の期間で、例えば一ツ苗代工場

ですと、もう23年ぐらい経過している設備でございました。培養棟については、現状のままでも修理も発生しておりませんので、引き続き使いたいというふうに思っております。ただ、栽培棟につきましては、経過年数も同様に結構たっておりますので、こちらのほうをどのように維持管理していくか。同時に、今きのご産業の人材のほうもやはり不足している状況もございますので、会社全体として今後どのような栽培、工場をどの規模で運営していくかというのがこれからの検討事項になってくるかなと思っております。

そういう意味におきまして、安家工場につきましては、きのご産業、会社側で今後の交換が生じた場合には、やっていくというふうな基本スタンスもございますけれども、労働力のほうも見ながら工場のほうについては運営していきたいというふうに考えているようでございます。

なお、安家工場のほうにヒートポンプエアコンを整備したときの節減効果については、すみません、ちょっと今資料のほうがございまして、大変申し訳ございませんが、後ほど何らかの形でお伝えできればなというふうに思っております。すみません。失礼します。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 3月の定例会までをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、これで質疑を終わります。これで2項を終わります。

これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。8ページをお開きください。14款国庫支出金、質疑はありませんか。歳入は、款ごとの審査です。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで14款を終わります。

次に、15款県支出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで15款を終わります。

次に、19款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで19款を終わります。

次に、21款町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで21款を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費に入ります。4ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで第2表、繰越明許費を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで第3表、地方債補正を終わります。

これで議案第1号の質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午後 4時07分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署 名 議 員

千 葉 泰 彦

署 名 議 員

佐 藤 安 美

署 名 議 員

畠 山 昌 典
